

2020年5月22日

お客様各位

ミハル通信株式会社

「緊急事態宣言」一部解除に伴う新型コロナウイルス感染症予防対応

貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り心から御礼申し上げます。

日本政府は5月21日に31日までの「緊急事態宣言」について、大阪、兵庫、京都は解除し、特定警戒都道府県の東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道は継続としたことを受けて、弊社の関西営業所（大阪）の規制を一部緩和いたします。

しかしながら、解除地域でも再び感染が拡大する可能性は払拭できず、引き続き、都道府県をまたがる移動の自粛や政府の専門家会議が提唱する「新しい生活様式」が求められております。このため、弊社でも解除地域について一部規制は緩和するものの、「新しい生活様式」も一部取り入れた対応を、当面の間、継続することといたします。

お客様には大変ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 従業員の在宅勤務（テレワーク）の実施

(1) 鎌倉本社および各営業所、出張所は極力テレワークの活用により出勤する者を最低限必要な人数に限定し抑制しています。出勤は少人数の為、お電話が繋がりにくい状態も想定されます。できるだけメールでの連絡をご利用いただけますよう、ご協力お願い致します。

2. 鎌倉本社での製造ラインについて。

(1) 鎌倉本社では、現時点で生産を継続しており、今後の状況を注視して参ります。

(2) 従業員の出勤前の健康チェックと合わせ、作業環境の見直しにより三密（密閉・密集・密接）の回避を実施しております。

3. 弊社へのご来社について

(1) 「特定警戒都道府県」に所在する生産拠点である鎌倉本社および「特定警戒都道府県」以外に所在する弊社拠点への来社につきましては、できる限りご遠慮いただいております。ただし、都道府県境を越える「特定警戒都道府県」からの弊社拠点への来社につきましては、原則としてご遠慮いただいております。

(2) 日程の変更・再予約・打合せ方法の変更等についてご相談いただけますようお願いいたします。

4. お客様へのご対応について

(1) お客様とのお打ち合わせには、原則 Web 等を活用した会議をご提案させていただきます。（弊社は Microsoft の Teams または Skype for Business を利用）

(2) 緊急度が高い内容につきましては、担当者より個別に電話にて対応させていただきます。

5. 期間

「緊急事態宣言」が解除されるまでとしますが、状況に鑑み別途ご案内します。

以上